

空気呼吸器本体 仕様書

豊中市消防局

1 総則

- (1) この仕様書は、豊中市消防局（以下「消防局」という。）の空気呼吸器本体について定める。
- (2) 空気呼吸器本体は、調整器（減圧器、中圧ホース、圧力指示計、警報器等をいう。以下「調整器」という。）・背負具・面体等から構成され、これらを一体に組み込んだものであること。
- (3) 空気呼吸器本体は、全般にわたって検査が行われ、この仕様書のすべてを満足するものでなければならない。
- (4) 疑義がある場合は、質疑等申請期限までに契約検査課に申請すること。
- (5) 納入時に、次の書類を消防局に提出すること。

ア 取扱説明書（納入数）

イ メーカー保証書（納入数）

- (6) 購入数量

8 器

- (7) 納期及び納品場所

令和 7 年 3 月 3 1 日 豊中市岡上の町 1-8-2 4 消防局警防課

2 仕様

- (1) 品名

エア・ウォーター防災 ライフゼム A1-12F（ACTハーネス）豊中市仕様

- (2) 空気呼吸器本体 1 器に、次の付属品を付けること。

ア 面体収納袋（赤）1 個

イ カバーグラス F2（5 枚入）1 袋

- (3) 減圧器及び圧力計の保証（製造側責任による無償修理）期間は納入から 6 年であること。
- (4) 残圧警報器（アラーム）の鳴動開始設定値は、5 MPa とする。
- (5) ボンベ取り付けバンドは難燃性を備えた材質としボンベの着脱が迅速にできること。背負具部の腰パットはショートタイプとする。
- (6) 面体は気密良好な構造とし、汗抜き穴等により発汗対策が十分に講じられていること。首掛け紐を備えること。
- (7) トランクケース無し。

3 その他

- (1) 購入数と同数の消防局所有の使用済み空気呼吸器本体（背負板、調整器、面体等）を法律に基づき適正に処分すること。
- (2) この仕様は、全て消防局の解釈によるものとし、疑義が生じたときは、消防局の指示を受けること。
- (3) 本体購入時にかかる諸手続き及び必要な事項等については、総て納入業者において行うこと。
- (4) 納入後の修繕対応については、修繕台数に応じた無償の代替の本体を納入業者側で用意し、消防活動に支障のないよう即時対応体制を確立するとともに、2 週間以内で修繕等を完了させること。

空気呼吸器用軽量ポンベ仕様書

7 3 0 C III

豊中市消防局

空気呼吸器用軽量ボンベ仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、豊中市消防局において使用する空気呼吸器の高圧空気容器の仕様について定めたものである。
- (2) 高圧空気容器は、全般にわたって検査が施され、この仕様書のすべてを満足するものでなければならない。
- (3) 仕様の細部は、消防局の承認あるいは指示を受けること。
- (4) 購入する高圧空気容器は、納入の時点で最新式のものであること。
- (5) 疑義がある場合は、質疑等申請期限までに契約検査課に申請すること。
- (6) 納入時に、次の書類を消防局に提出すること。

ア 取扱説明書（納入数）

イ メーカー保証書（納入数）

- (7) 購入数量

15本

- (8) 納期及び納品場所

令和7年3月31日 豊中市岡上の町1-8-24 消防局警防課

2 仕様

- (1) 品名

エア・ウォーター防災株式会社製 ブルネッカー730CⅢ

- (2) 主要構成部品は、次のとおりとする。

ア 高圧空気容器本体

イ そく止弁（ハンドルと充填口の角度は150度）

ウ 高圧空気容器用保護カバー（上・下）

エ 高圧空気容器所有者登録記号及び番号刻印（M-166）

オ 豊中市消防局指定シール・管理番号シール・反射帯シール（別紙1参照）

- (3) 容器本体の主要諸元は、次のとおりとする。

項 目		数 値 等
材 質		カーボン繊維製 FRP－アルミニウム合金
内 容 積 (リットル)		約 6. 8
携行空気量 (リットル)		約 1, 8 4 0
質 量 (kg) 容器単体		約 3. 6
寸 法	外 径 (mm)	約 1 7 2 以下
	長 さ (mm) (そく止弁含まず)	約 4 5 0 以下
	そく止弁取り付け部 (mm)	約 3 0 以下
最高充填圧力 (M p a)		2 9. 4
耐圧検査圧力 (M p a)		4 9. 0

- (4) そく止弁の充填口形式は、オネジで寸法は、W 2 2 山 1 4 であること。
- (5) そく止弁には、高圧空気容器内の錆等の異物により目詰まりしない構造とすること。
- (6) そく止弁のハンドルと充填口の角度は 1 5 0 度とする。
- (7) 7 3 0 CⅢブルネッカー用保護カバーは、軟質塩化ビニール製の半透明で容器に密着するもの。
- (8) 上記、主要諸元表のとおり従来品 (4. 2 k g) より軽量の物とする。
- (9) そく止弁の充填口には、誤って 1 4. 7 M p a 型空気呼吸器を着装した場合、事前に空気が漏れる等の安全措置を施したものであること。

3 保 証

- (1) 保証期間はメーカーの定めた期間とすること。
- (2) 構造あるいは製作にかかる技術に起因した不備欠陥については、保証期間後であっても無償にて取り替え又は修理を行うこと。

4 その他

- (1) 1 5 年経過の空気ボンベは、購入数と同数程度廃棄処分すること。
- (2) 納入業者は廃棄処分となる容器を法律に基づき、適正にくず化処理を行うこと。また、くず化処理後は完了した旨の書類 (マニフェスト伝票) を遅滞なく消防局に提出すること。
- (3) この仕様書は、全て消防局の解釈によるものとし、疑義が生じたときは、消防局の指示を受けること。

指定シール	とよなか	青色反射	ゴシック	約 4 0 mm
	反射帯	オレンジ色反射	幅	約 5 0 mm
	管理番号	黒色	ゴシック	R 6 - 〇〇〇 ~ R 6 - 〇〇〇

参考画像

